

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年3月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R7.2.3	大ヤ工務店	吉田 勉	東近江市建部瓦屋寺町299	（般－5） 第42238号	建・大
R7.2.5	土井ポンプ店	土井 英也	高島市新旭町熊野本1－14－12	（般－3） 第80555号	管
R7.2.7	川西電業所	川西 薫	蒲生郡日野町三十坪608	（般－1） 第41063号	電
R7.2.10	ストウ塗装店	須藤 直臣	彦根市平田町957	（般－3） 第51342号	塗
R7.2.25	元持工務店	元持 次央	犬上郡豊郷町雨降野200	（般－6） 第51536号	土・建・左・と・管・舗・水・解
R7.2.25	三協株式会社	須田 勝一	東近江市猪子町58	（般－2） 第42307号	管
R7.2.25	株式会社中島建窓	中島 祐志	守山市守山1－2－3－402	（般－4） 第22807号	具
R7.2.27	株式会社たぬきホーム	長尾 一志	近江八幡市中小森町327－7	（般－5） 第42675号	建・大・屋・タ・鋼・内

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R7. 2. 28	株式会社二階堂建設	二階堂 啓麻	栗東市荒張210－ 3	(般－ 5) 第 2 3 2 6 2 号	と
R7. 2. 28	B O N 建設	橋本 大	長浜市新庄寺町100－ 30	(般－ 6) 第 6 1 8 1 3 号	大
R7. 2. 28	中栄産業株式会社	中嶋 信雄	草津市志那中町40－ 2	(般－ 3) 第 2 1 2 0 5 号	建

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R7. 2. 4	株式会社竹山機工	宮村 信郎	守山市播磨田町120－ 6	(般－ 2) 第 2 2 7 1 8 号	機
R7. 2. 7	太信建設株式会社	伊藤 静生	東近江市沖野 3 － 191 － 2	(般－ 1) 第 4 0 1 4 3 号	建・大
R7. 2. 12	株式会社森利工務店	森 文利	野洲市富波乙198	(特－ 1) 第 2 0 3 8 8 号	と
R7. 2. 13	N E X T 工業	古賀 寿一	大津市里 3 － 9 － 16	(般－ 1) 第 1 3 3 0 6 号	石、鋼、舗、しゅ、水